

農地法第3条の規定による許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

神崎市農業委員会会長 様

譲渡人・貸付人 住所 ※売る人、貸す人について記入

職業 氏名 印 (実印)
(年齢 才)

譲受人・借受人 住所 ※買う人、貸す人について記入

職業 氏名 印
(年齢 才)

下記農地(採草放牧地)について { 所有権 賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 ( ) } を { 設定(期間 年間) 移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に〇を付してください。)

記

1 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

※登記簿謄本に記載のとおり記入してください。

神崎市 神埼 町

Table with 10 columns: 土地の所在 (大字, 字), 地番, 地目 (登記簿, 現況), 面積 (m²), 対価、賃料等の額 (円) 10a当たりの額, 所有者の氏名又は名称, 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (権利の種類、内容, 権利者の氏名又は名称). Row 1 contains red text: 〇〇, 〇〇, 〇〇, 田, 田, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇 〇〇.

## 2 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

許可後、平成〇〇年〇月に所有権移転登記をおこなう。 など

注 権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	6,000	5,500	500		
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況			
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	2,000	2,000			
	貸付地					
		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
		登記簿	現況			
	非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採放草地
作付(予定)作物	米麦大豆	露地野菜						
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )	10,500	500						

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
	確保しているもの	所有 リース	30ps 1台	6条 2台	6条 1台	
導入予定のもの	所有 リース					
	[資金繰りについて]					

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況  
農作業暦 30年、農業技術修学暦 年、その他 ( )

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在: 2人 (農作業経験の状況: 本人30年、妻10年 )
	増員予定: (農作業経験の状況: )
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在: (農作業経験の状況: )
	増員予定: (農作業経験の状況: )

- ④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記載し、添付してください。)

※個人が取得する場合は記入不要です

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託契約の内容 (信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

※個人が取得する場合は記入不要です

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名

氏名 神崎 太郎 神崎 花子

(2) 年齢 50歳 48歳

(3) 主たる職業 農業 農業

(4) 権利取得者との関係 本人 妻

(5) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「← →」で示してください。)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間				←								→
その者が農作業に常時従事する期間				←								→

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況 (一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計

(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = 11,000 (㎡)

※権利取得後の経営面積を記入してください

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計

(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）  
以下のいずれかに該当する場合は、5-1 を記載することに代えて該当するものに印を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。  
(「所要の面積」とは、北海道で2ha、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ )
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

7 周辺地域との関係

権利取得後の耕作等の事業が周辺の農地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響について該当するものに○を付してください。

- (1) 農地の集団化に支障を生ずるおそれがある。 ( 有 ・ 無 )
- (2) 農作業の効率化に支障を生ずるおそれがある。 ( 有 ・ 無 )
- (3) 既に集落営農や経営体により農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するおそれがある。 ( 有 ・ 無 )
- (4) 地域の農業者が一体となって水利調整を行っている地域で、この水利調整に参加しない営農を行うことにより、他の農業者の農業水利が阻害されるおそれがある。 ( 有 ・ 無 )
- (5) 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になるおそれがある。 ( 有 ・ 無 )
- (6) 集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障を生ずるおそれがある。 ( 有 ・ 無 )
- (7) 地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらすおそれがある。 ( 有 ・ 無 )
- (8) その他 ( )